

環境レビュー結果

2026年5月1日

国際協力機構 地球環境部森林・自然環境保全課第一チーム

<p>案件名：ラオス人民民主共和国 2015-2018 年の成果を対象とした REDD+成果支払いーラオス南部におけるガバナンス、森林ランドスケープ及び生計手段プロジェクト</p>	
1. スキーム	緑の気候基金（Green Climate Fund: GCF）受託事業
2. 国名	ラオス人民民主共和国
3. プロジェクトサイト／対象地域名	ビエンチャン特別市、南部地域（Savannakhet 県、Salavan 県、Champasak 県、Attapeu 県、Sekong 県）
4. 事業の目的	ラオス人民民主共和国（ラオス国）が 2015～2018 年に達成した森林減少・劣化抑制による二酸化炭素の排出削減及び植林・自然林の再生による吸収促進に対して、GCF から成果払い資金（REDD+成果払い資金）を受領し、ラオス国の持続可能な森林管理や生態系保全、農村地域の公正で持続可能なグリーン成長の促進に再投資するもの。
5. 事業内容	<p>本事業は、ラオス国農業環境省（Ministry of Agriculture and Environment: MAE）森林局（Department of Forestry: DOF）及び JICA が実施機関（Executing Entity：EE）となり、以下の活動を行う：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家 REDD+に係る調整及び関連政策、法令、規則の実施強化 2. ラオス国南部地域における森林ガバナンス、森林ランドスケープ管理及び農村地域コミュニティの生計の向上 3. プロジェクト管理能力の強化
6. 環境社会配慮	<p>①カテゴリ分類：B</p> <p>②カテゴリ分類の根拠： 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。</p> <p>③環境許認可：各活動の実施決定前に環境影響評価（EIA）報告書の可否を実施機関が確認し、同国国内法</p>

上作成が義務付けられた場合は、活動実施決定前に環境許認可を取得する。

④汚染対策：小規模施設等の活動による工事中・供用時に大気汚染、水質汚濁、騒音等の局所的かつ一時的な影響が生じ得るが、粉塵対策の実施、濁水の排水システムの設置、工事時間帯の配慮等の対策の実施により、同国国内の排出基準及び環境基準を満たす見込みである。

⑤自然環境面：事業対象地に Phouxanghe 国家保全林や Xa Cham Phone 国家保護林等、またこれら地域内に設けられている Totally Protected Zone も含まれるが、同地区での活動は基本的に既存施設内での小規模な改修・据付に限定するため、自然環境への望ましくない影響は重大でないと想定される。

⑥社会環境面：各活動の実施決定前に必要に応じて、同国国内手続き及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」に沿って住民移転計画を作成し、ステークホルダー協議等を通じて、社会的合意を予め確認の上で実施する。なお、本事業では非自発的住民移転を伴う活動は行わない。また、少数民族や先住民族を含む地域住民への影響を考慮し、先住民族計画フレームワーク及びステークホルダーエンゲージメント計画を策定済みであり、これらに基づいた先住民族開発計画等の作成を通じて、自由な事前の合意を確保する。

⑦その他・モニタリング：本事業では、実施機関が、同国国内法制度及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」に基づき、各活動についてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策がとられることとなっている。